

サイバー犯罪被害に遭った場合は 警察への通報・相談を



警察では、「事件捜査」に加えて、被害企業などの被害拡大防止や捜査で判明した犯罪の手口などを活用して、「さらなる被害の未然防止などの取り組み」を行っています。

サイバー事案が発生した際、早期に警察機関への「通報と相談」をお願いします！

サイバー犯罪被害発生時の警察機関に対する
「通報と相談」に関する

Q & A



Q

どんなときに？
どこに「通報・相談」をすればいいですか？

「ランサムウェア被害」や不正アクセスなどによる「情報漏えい被害」などに遭った際に、最寄りの警察署又は警察相談ダイヤルに通報・相談してください。

A



Q

通報・相談をすると
どんな対応をしてもらえるのですか？

警察では、通報・相談を受け、全国警察で保有している高度な知識などを基に、事件捜査に加えて

- ① 被害企業の被害拡大防止対策に必要な情報の提供・助言
- ② 被害企業の被害復旧への貢献
- ③ 他の企業等の被害未然防止のための取り組み

などを行っています。

A



Q

捜査をすることで
被害復旧に影響はないのですか？

警察では、被害企業の意向を最大限尊重し、業務への影響が最小限となるよう早期の被害復旧に配慮した捜査を行っています。例えば、最初はログの保全などの必要最小限の措置をお願いし、ある程度落ち着いてから聴取を行うなどしています

A



Q

どんな情報を
提供する必要がありますか？

事案に応じて様々なものが考えられますが、例えば、被疑者の追跡・特定に必要不可欠な

- ・通信ログ・アクセスログ
- ・不正プログラム等の被害サーバ等に記録された情報
- ・システム構成図

などが挙げられます。

A

